

添付資料2

株式会社神戸製鋼所 真岡製造所の不適切行為に関する 大飯発電所3、4号機 新規制基準対応設備に対する調査結果について

1. はじめに

原子力施設に対する株式会社神戸製鋼所及びそのグループ会社の不適切行為に関して、使用前検査段階である大飯発電所3、4号機に対し、材料検査への影響調査を当社が自主的に進めています。

この度、株式会社神戸製鋼所 真岡製造所(以下、真岡製造所)に関する調査結果を、以下のとおりお知らせします。

2. 調查対象(別紙1)

大飯発電所3、4号機の新規制基準対応に関わる設備は、国の使用前検査に先立ち、当社が適合性確認検査において、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準への適合を確認しています。これらの設備に関し、工事計画書に記載しているもののうち、以下の製品は真岡製造所の材料を使用しており、一連の不適切行為により、適合性確認検査の成立性に影響があるおそれがあることから、調査を実施しました。

• 送水車吸水用分水器(検査証明書1件)

3. 調查方法

検査証明書の発行元である真岡製造所に立入調査を行い、製造プロセス、検査プロセス、不適切行為の内容(対象製品、対象検査範囲、手法など)を確認し、適合性確認検査で用いる検査証明書の適切性について評価しました。

4. 調查結果

(1) 製造プロセス、検査プロセスについて(別紙2)

機械試験結果は、引張試験機から自動的にデータ(引張強さ、伸び等)が紙で出力される。出力されたデータ(元データ)をもとに材料試験指令書に転記し、更に材料試験指令書の数値をシステムへ手入力しているが、手入力時にはダブルチェックが実施されています。

システムに入力された機械試験結果は自動判定され、社内規格に合格したものは 材験データサーバへ送られますが、社内規格で不合格となったものは、品質保証室 にて二次判定が行われることとなっています。

成分分析は、検査装置(乾式分析:発光分光分析法)から化学成分データサーバへ データが自動転送されるため、人が介在することは無く書き換えができないシステム となっています。



(2) 不適切行為の内容について

聞き取りや書類により確認できた不適切行為は以下のとおりです。

- ・ 不適切行為は薄板材の機械試験のみに行われており、真岡製造所の自主調査において化学成分に対する不適切行為は確認されていません。なお、当社納入品は厚板材の製品である。(薄板材は厚板材に比べ試験項目に対する客先要求が厳しい。)
- ・ 本来、出荷基準は客先要求を合格判定としていましたが、真岡製造所では客先要求よりさらに厳しい社内規格を設けており、その社内規格を満たさないと出荷できないこととしていました。そのため、客先要求は満たしているが、社内規格を満たさなかった場合には、正規の手続きを行わず出荷したと考えられます。

5. 当社納入品に対する評価

神戸製鋼所による公表資料にもあるように、真岡製造所については不適切行為を 行っている事実から試験プロセス自体に全く問題がないとは評価できませんでした。 しかし、以下の理由から、当社納入品に対しては問題ないと判断できます。

- 当社納入品は全て厚板材であることを確認しました。
- ・ 成分分析については、人が介在できないシステムとなっており、また検査証明書と元データとの照合により相違がないことを当社が確認しました。
- 機械試験については、人の介在のない元データが残っており、また、検査証明書と元データの照合により相違ないことを当社が確認しました。
- なお、当社は本件が発生する前に、技術基準要求に応じた耐圧試験によって健全性を確認しています。

以上

【送水車吸水用分水器】

▶ 使用用途 水中ポンプ(口径200A)が吸水した海水を、送水車内のポンプへ送るために、 送水車本体の吸込径(口径100A×3口)に合わせて分配するための設備。

➤ 仕様

材料: アルミ板 (規格JIS H4000)



真岡製造所の製品検査の流れ

別紙2

